2024/12/11 No. 728 発行
無断転載・加工禁止
※教員研修等にお役立てください。

教職研修資料

〔発行〕教育開発研究所
東京都文京区本郷 2-15-13
TEL (03)3815-7041
FAX (0120)462-488

■学校経営のポイント

自分に置き換えて考えない

喜名　朝博

昨年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表され、いじめの認知件数が過去最多となった。このことについて文科省は、「いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる」と分析している。この意味でも、認知件数が増加したことは決して悪いことではない。

からかっただけ

いじめの態様別状況を見ると、各校種とも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がトップであり、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっている。いじめた側の子どもたちの話を聞くと、「からかっただけで、いじめてはいない」「遊んでいてぶつかっただけ」と言う。いじめは、いじめを受けた側の問題であるが、自分の視点でしか考えていないことが分かる。それは「〇〇しただけ」という言葉に表れている。

いじめ理解のずれ

今年度の全国学力・学習状況調査の質問調査の設問「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合は小学校で96.6%、中学校では95.7%となっており、経年でも大きな変化はない。しかし、いじめの発生件数は減っていない。頭ではわかっているけれど実際はいじめてしまう、ということなのだろうか。そうではなく、「いじめ」とは何かという認識にずれがあると考えるべきではないだろうか。

いじめの定義

2013年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義し、冒頭の調査もこれに準じている。「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（２条）。

いじめた側がどう思おうと、被害を受けた側が心身の苦痛を感じていればいじめなのであり、他者が判断することではない。逆に言えば、いじめの認知件数が増えるのは必然である。

「自分だったら」という思考の誤り

いじめた側の子どもに「自分がされたらどう思うの」「自分がされて嫌なことは人にしない」と指導することがある。しかし、自分に置き換えることは自分の視点で考えることであり、それではいじめられた側の気持ちを理解することはできない。「自分がされても何とも思わない」と平気で言える子どももいるのだ。あくまで相手の立場に立って考えること、想像力を最大限に働かせることが重要だ。

そのために教師はいじめられた側の心情を代弁しなければならない。「悲しかったんだよ」「辛い思いをしたんだよ」と、相手の立場に立って気持ちを想像できるようにしていく。ここで、相手の立場に立つとは、自分の中に相手を存在させることではなく、自分が相手の中に入って考え、ものを見るイメージである。

人は自分とは違う、人によって感じ方が違うという事実を理解し、共有することがいじめを減らす。その理解は協働的な学びの中でこそ育まれていく。

（きな・ともひろ＝国士舘大学教授／全国連合小学校長会顧問）

●校長・教頭のための学校経営手帳！●

2025 スクール・マネジメント・ノート

教育開発研究所【編集】 A5 判変型／定価 2,750 円

■本の詳細の確認およびご注文は、右ＱＲコードより小社ホームページをご利用ください。